

## 地方分権改革による権限移譲等への特別区の対応について

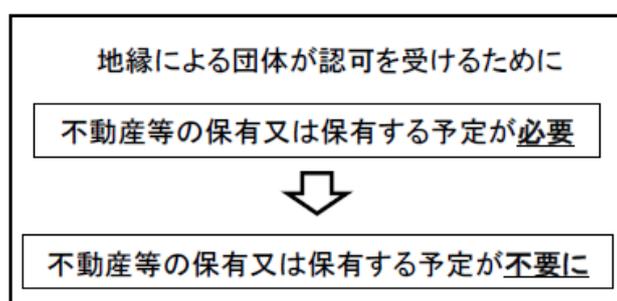
地方分権改革関連法の施行に伴う「事務・権限の移譲（第11次分）」への対応について、区への実質的な影響があるとされた法令について、各主管部長会での検討状況が取りまとめられた。

### 1 地方分権改革関連法に伴う特別区の対応

#### (1) 地方自治法【緩和】 <施行日：公布の日から6月を経過した日>

##### ア 主な内容

地縁による団体が不動産等を保有していない又は保有する予定がない場合であっても、市町村長が当該団体を認可することを可能とする。



##### イ 特別区への影響

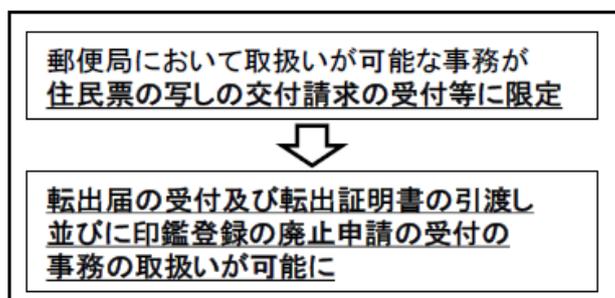
各区において、地縁による団体の認可に関する事務取扱要綱を定めているため、法の施行までに、要綱等の改正を行う必要がある。

#### (2) 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律【緩和】

##### <施行日：公布の日>

##### ア 主な内容

転出届の受付及び転出証明書の引渡し並びに印鑑登録の廃止申請の受付の事務について、地方公共団体が指定する郵便局において取り扱わせることを可能とする。



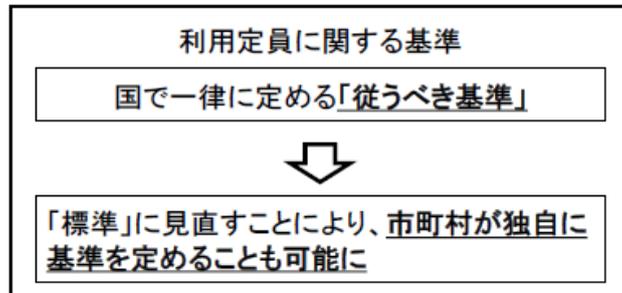
##### イ 特別区への影響

大半の区において、「郵便局への委託予定がない」もしくは「国の動向により、必要に応じて対応する」としており、現時点では特別区全体への影響は限定的であるため、特段の対応は行わないが、適時情報収集を行う。

(3) 介護保険法【緩和】 <施行日：公布の日から3月を経過した日>

ア 主な内容

小規模多機能型居宅介護の利用定員に関する基準について、「従うべき基準」から「標準」に見直すことにより、市町村が独自に基準を定めることも可能とする。



イ 特別区への影響

以下の理由により、各区において現行の基準を改正する見込みがなく、現時点で影響がないため、特段の対応は行わない。

- ・各区とも小規模多機能型居宅介護の事務所から、定員に関する具体的な要望を受けていない。
- ・現在の小規模多機能型居宅介護の利用状況等を踏まえ、23区では早急な定員変更の必要性を感じていない。

2 提案募集方式による特別区提案について（令和3年6月8日提出）

○ 母子保健衛生費国庫補助金及び次世代育成支援施設整備交付金における、産後ケア事業に関する補助条件の見直し

各市町村が実施する産後ケア事業やその施設整備に関する補助等について、これまでの実績や課題の検証をした上で、市町村の人口区分等に基づく一律の基準ではなく、事業の規模や提供するサービスの内容等に応じて必要となる人員配置等を踏まえ、地域の実情に応じた事業の実施が可能となるよう、補助条件を見直すことを求める。